

十管区水路通報第 1 号

平成 14 年 1 月 4 日

第十管区海上保安本部

※※※※※※

情報の通知について

※※※※※※

航海保安上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）を発見した場合は、速やかに十管本部（〒890-8510 鹿児島市東郡元町 4 番 1 号 TEL 099-250-9800 FAX 099-250-9812）又は、最寄りの海上保安部署に連絡して下さい。

第 1 項	船舶交通安全通報について	
第 2 項	航海上重要な事項の通報について	
第 3 項	海上訓練について	
第 4 項	漁具（定置網等）について	
第 5 項	水路図誌等の閲覧について	
第 6 項	海の相談室について	
第 7 項	水路図誌販売所について	
第 8 項	測地系と海図について	
第 9 項	九州西岸	天草下島東方・・・・・・魚礁設置作業
第 10 項	九州東岸	都井岬東方・・・・・・射撃訓練
第 11 項	南西諸島	奄美大島、大島海峡・・・・・・魚礁設置作業
第 12 項	南西諸島	奄美大島、古仁屋港・・・・・・潜水作業
第 13 項	出 版	・・・・・・・・水路図誌について

当通報中、特に指定のない経緯度は、日本測地系による値です。

お知らせ

○インターネットによる十管区水路通報の提供について

下記 URL により提供しています。[発行日（金曜日）更新]

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/10kanku/>

E-mail : zushi10@jodc.go.jp (メールアドレスを変更しました)

○FAX による十管区水路通報の提供について

下記 FAX 番号により最新号を提供しています。

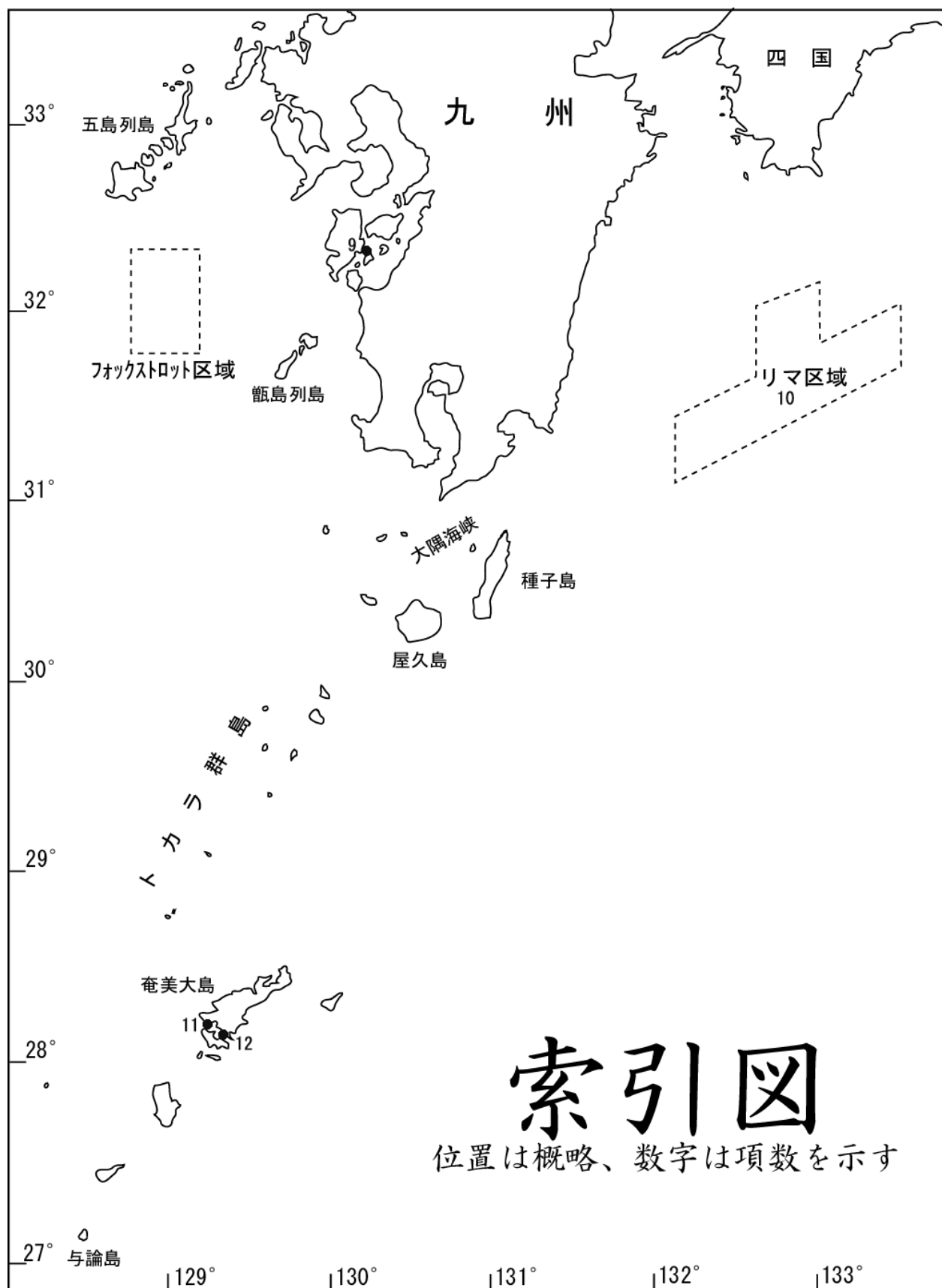
(099) 250-9812 (ポーリング受信)

[発行日（金曜日）0800～1000更新]

○携帯電話による潮汐情報・航行警報の提供について

第十管区海上保安本部では、鹿児島・油津・三角・細島及び名瀬港の潮汐予報値・日出没時刻並びに十管区航行警報を携帯電話用インターネットによる提供をしています。(URL を変更しました)

URL は、<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN10/i/> です。



14年1項 船舶交通安全通報について

第十管区海上保安本部では、管内（熊本県、鹿児島県、宮崎県）及びその周辺海域の、船舶交通安全を図るために、必要な事項の通報をインターネット・無線電話等により一般船舶に提供しています。

(1) 通報事項

- (イ) 港湾工事、海上作業並びに測量・観測・調査の実施
- (ロ) 航路標識の新設、改廃並びに異常
- (ハ) 暗礁、浅瀬、沈船、魚礁等の水中障害物の存在
- (ニ) 海上における射撃・爆撃等の訓練及び試験
- (ホ) 流木等の漂流物
- (ヘ) 浮魚礁、定置網等の設置
- (ト) 船舶の航行、停泊等の制限または禁止
- (チ) 架空線、海底線、橋梁等の架設
- (リ) 海・潮流、海底噴火等の海洋情報
- (ヌ) その他、海上交通安全上必要と認める事項

(2) 提供方法

(イ) 十管区水路通報

第十管区海上保安本部では、担任水域及び付近の船舶交通の安全及び能率的な運航のための情報等を掲載した「十管区水路通報」を原則として毎週1回金曜日（休日の場合は前日）に発行しています。

※十管区水路通報は、インターネット・e-mail 及びFAXにより提供しています。

URL <http://www.kaiho.mlit.go.jp/10kanku/>

FAX 099-250-9812 (ポーリング受信)

e-mail 配信を希望される方は、「zushi10@jodc.go.jp」あてご連絡ください。

(ロ) 十管区航行警報

第十管区海上保安本部では、上記通報事項で緊急に周知する必要があるもののうち、港則法に定める港及びその付近の情報については「十管区航行警報」として随時または定時に、安全通報または各局あて同報により発信しています。

呼出名称・符号	電波の形式・周波数	再放送送信開始時刻
かごしまほあん (JNJ)	F3E ch-16	1020 1620

※十管区航行警報は、インターネットでも提供しています。

URL http://www1.kaiho.mlit.go.jp/cue/TUHO/tuho_db/skat/kind.cgi?KANKU&10

14年2項 航海上重要な事項の通報について

航海上重要な次の事項を発見または情報を入手したときは、速やかに第十管区海上保安本部または最寄りの海上保安部署に通報して下さい。

- (1) 漂流物・暗礁・浅瀬・沈船・爆発物等の航行障害物
- (2) 海底火山活動及びその他異常な自然現象
- (3) 灯台・灯浮標等の航路標識の異変
- (4) 海図及び水路誌等の記載事項と著しく異なる事象
- (5) その他船舶の航行に重大な支障を及ぼす事項

14年3項 海上訓練について

1. 当管内周辺海域における在日アメリカ合衆国軍の訓練区域は下記のとおりです。

(在日アメリカ合衆国軍訓練区域一覧表抜粋)

なお、詳細及びその他の訓練区域については、特殊図第6973号「日本近海演習区域一覧図」及び在日アメリカ合衆国軍海上訓練区域一覧表(海上保安庁水路通報別冊)を参照して下さい。

(1) 海軍訓練区域

①フォックスロット区域(五島列島南方)

区域 下記経緯度線で囲まれる海面(日本測地系)

(イ) 31-47N

(ロ) 32-20N

(ハ) 128-46E

(ニ) 129-10E

②リマ区域(日向灘東方)

区域 下記8地点を順に結んだ線で囲まれる海面(日本測地系)

(イ) 32-01-30N 132-38-00E (ロ) 32-09-00N 133-00-00E

(ハ) 31-48-00N 133-00-00E (ニ) 32-02-00N 133-30-00E

(ホ) 31-42-00N 133-30-00E (ヘ) 31-04-00N 132-08-00E

(ト) 31-25-00N 132-08-00E (チ) 31-38-00N 132-38-00E

③ホテル・ホテル訓練区域(沖縄島東方)

区域 下記4地点を順に結んだ線で囲まれる海面(日本測地系)

(イ) 26-23N 128-20E (ロ) 27-06N 129-10E

(ハ) 27-06N 131-00E (ニ) 26-10N 131-00E

(2) 空軍訓練区域

①沖縄北部訓練区域(空域)(沖縄島北西方)

区域 下記5地点を順に結んだ線で囲まれる区域、ただし、(ハ)(ニ)間は26-22N 127-48Eの地点を中心とする半径120海里、(ホ)(イ)間は同地点を中心とする半径72海里の円弧で結ぶ(日本測地系)

(イ) 27-05-12N 126-43-06E (ロ) 27-04-31N 126-39-12E

(ハ) 27-30-00N 125-57-00E (ニ) 28-17-00N 127-08-00E

(ホ) 27-31-48N 127-25-42E

②アルファ区域(空域)(沖縄島東方)

区域 下記6地点を順に結んだ線で囲まれる区域(日本測地系)

(イ) 26-53-00N 128-55-00E (ロ) 27-24-00N 129-15-00E

(ハ) 27-29-00N 129-35-00E (ニ) 27-33-00N 130-00-00E

(ホ) 27-06-00N 130-15-00E (ヘ) 27-06-00N 129-10-00E

2. その他の海上訓練等

(1) 自衛隊及び海上保安庁「巡視船」による射撃訓練等

(2) 文部省宇宙科学研究所(内之浦)及び宇宙開発事業団(種子島)によるロケット打上げ

(3) 各機関による防災訓練及び救難訓練等

詳細については、その都度十管区水路通報等で通知しています。

14年4項 漁具(定置網等)について

当管区の沿岸には、定置網、のり・わかめ・真珠等の養殖施設が多数設置されており、その区域を表示するための標識(灯付浮標、簡易浮標、旗等)を設置したものもありますが、船舶は厳重な注意が必要です。設置場所の概略及び時期は、特殊図「漁具定置箇所一覧図」に記載してあります。

また、未記載のもの及び位置が変更になったものについては、十管区水路通報に掲載しますので参考にして下さい。

なお、当管内の漁具定置箇所一覧図は、宮崎県が特殊図第6120-18号、熊本県・鹿児島県が特殊図第6120-17号で発行されています。

14年5項 水路図誌等の閲覧について

第十管区海上保安本部水路部には、海上保安庁水路部発行の海図、特殊図、水路誌等の水路図誌及び水路通報、NAVAREA XI WEEKLY SUMMARY、全管区海上保安本部発行の水路通報等が常備してあります。閲覧は自由にできますので、気軽に利用して下さい。

14年6項 海の相談室について

海の相談室は、海の情報の提供窓口です。第十管区海上保安本部の「海の相談室」は、下記事項の相談の他、資料の閲覧・提供など様々なサービスを実施していますので、どなたでもお気軽にご利用下さい。

- 水深・海底地形・地質・地磁気・重力等に関すること
- 海流・潮流・潮汐・水質・基準面等に関すること
- 日没・月没・薄明時間等に関すること
- 水路図誌の販売・購入・記事・海上距離・沿岸地名・港湾施設等に関すること
- その他海に関すること

開設場所 〒890-8510 鹿児島市東郡元町4番1号
 鹿児島第2地方合同庁舎4階
 第十管区海上保安本部水路部内

電話番号 099-250-9800 内線312
 FAX 099-250-9812

利用時間 月曜日～金曜日（休日を除く）0830～1700

郵便による相談の場合は返信用封筒を同封して下さい

14年7項 水路図誌販売所について

海図等の水路図誌は水路図誌販売所で購入することができます。当管内にある水路図誌販売所は、下記のとおりです。なお、販売所はいずれも取次店で、申し込みに応じて水路図誌を取り寄せて販売しています。詳細は水路図誌目録（書誌第900号）に掲載してありますので、参照して下さい。

所在地	販売所名	電話番号	区分
(鹿児島県)			
鹿児島市南栄6の2の26	中島商会本店	099-260-3260	取次店
〃 住吉町7の8	中島商会	099-226-0582	〃
〃 〃 7の9	鹿児島船用品(株)	099-222-9121	〃
〃 〃 15の11	(有)谷山無線サービス	099-223-0531	〃
〃 谷山港2の18	鹿児島船用品(株) 谷山営業所	099-261-6331	〃
〃 東千石町4の21	徳田屋書店	099-222-3264	〃
曾於郡志布志町志布志 3276-1	志布志湾マリンサービス	0994-73-0491	〃
〃 〃 〃 3269-2	南九州マリンサービス(株)	0994-72-4179	〃
〃 〃 帖6617	鹿児島船用品(株) 志布志営業所	0994-72-4586	〃
串木野市新生町182	幸萬船具	0996-32-2430	〃
枕崎市松之尾64	枕崎市漁業協同組合	0993-72-2111	〃
名瀬市末広町12	楠田書店	0997-52-2631	〃
揖宿郡喜入町中名 1000 番地	南九州船用品(株) 喜入営業所	0993-45-1151	〃
〃 山川町福 6717	山川町漁業協同組合	0993-34-0111	〃

(熊本県)			
宇土郡三角町大字三角浦 1159	(有)三角商事	0964-52-2630	取次店
〃 〃 〃 1160-80	熊本船用品(株)	0964-53-1122	〃
〃 〃 戸馳尺の浦 1 1	(株)スズキマリン九州営業所	0964-53-0714	〃
天草郡松島町合津 6 2 1 5 の 1 7	ヤマハ・パールマリーナ	0969-56-1035	〃
〃 大矢野町大字中 4431-4	シークルーズマリーナ	0964-59-0686	〃
牛深市牛深町 3 4 3 1 の 1	(有)中村船具	0969-72-3511	〃
水俣市丸島町 2 の 4 の 1	丸富石油船具商会	0966-63-2733	〃
八代市港町 3 4 の 2	(有)三角商事八代営業所	0965-37-0884	〃
〃 新浜町 2 の 7	島児屋	0965-35-2181	〃
〃 八幡町 6 9 の 2	アズマ	0965-37-2880	〃
(宮崎県)			
宮崎市大字塩路 2 8 7 6 の 6	海遊社	0985-37-0009	取次店
〃 源藤町東田 4 3 8 の 3 1	東海出版(株)宮崎営業所	0985-51-8321	〃
〃 港 2 の 6	宮崎県漁業協同組合連合会	0985-28-6111	〃
日南市字石河 5 8 8 の 1 2 7	〃 日南支所	0987-23-5231	〃
日向市細島 6 6 7 の 1 6 5	(有)日輪社	0982-52-4017	〃
〃 大字日知屋字新田 3380-34	(株)児島海陸資材	0982-52-4751	〃
延岡市愛宕町 3 の 6 2	共栄マリン(株)	0982-21-2951	〃
(通信販売)		03-3543-0689	
東京都中央区築地 5-3-1	(財)日本水路協会 海図販売所	03-3543-0142(FAX)	
		e-mail: sale@jha.jp	

1 4 年 8 項 測地系と海図について

1. 航海者のみなさん、必要な海図がそろっていますか。

安全な航海のために、船舶には最新の海図等の航海用刊行物を備え付ける義務があります。海図の使用に当っては最新維持され、かつ、十分に大縮尺のものを使用しましょう。また、海図をよく理解して正しく利用することが必要です。

2. 測地系が違っても同じ位置でも経緯度値が異なります。

日本では、日本測地系 (Tokyo Datum) が海図、陸図をはじめ、国内のあらゆる位置情報の基準となっています。一方、全世界で人工衛星などを観測し、その結果から決めた座標系を世界測地系 (World Geodetic System, WGS-84 など) といいます。同一地点でも、日本測地系と世界測地系では地表にかぶせる経緯度の網目が異なるため違った経緯度値となります。また、日本測地系は、日本及びその周辺のみで使われる局地的な測地系ですが、世界測地系は、主として最近の宇宙技術から決められており、世界中どこでも使うことができます。

3. あなたの海図に使われている測地系と GPS 等の測位システムの測地系は一致していますか。

GPS (Global Positioning System、全世界測位システム) など地球規模の測位システムでは、世界測地系が用いられています。最近の測位システムは GPS が主流になっています。GPS では世界測地系 (WGS-84) を用いていますが、受信機内で日本測地系等の他の測地系へ変換されて表示されるものも多いようです。

GPS の経緯度から海図上で位置を確認する場合、GPS の測地系と海図の測地系が一致していないと危険が生じる可能性があります。

例えば、GPS で世界測地系の経緯度が得られたとして、その値をそのまま日本測地系で描かれた海図上にプロットすると、東京付近では北西方向へ約 465m ずれた位置になります。

測地系の差は、遠洋で使用する小縮尺の海図では問題になりませんが、危険な浅瀬が散在する沿岸・内湾・狭水道や船舶が輻輳する海域で使用する大縮尺の海図では、無視できない大きさとなります。詳しくは、特殊図「日本近海測地系変換図」(第 6019 号)を参照して下さい。世界測地系の位置をそのまま、日本測地系で編集されている海図上にプロットすると自船の位置を誤認し、浅瀬に乗り上げる等危険です。両者を一致させるよう習慣づけましょう。

4. もし違っていたら必ず補正を行い、測地系を合わせてから海図を利用しましょう。
世界測地系と日本測地系のどちらを用いても、混用しなければ航海上の不都合はありません。安全な航海のために、測地系を正しく認識し、測地系の混乱による危険を避けるようにしましょう。
5. 特に船位を緯度経度で通報する場合は、使用している測地系を明示した上で通報しましょう。
6. レーダーで位置を測定する場合や、自船の位置を物標からの方位距離で他に通報する場合は、問題ありません。
7. 我が国の海図のうち、日本及びその周辺の見図については、平成12年4月からは世界測地系で刊行しており、平成14年3月までに、全て世界測地系へ移行されます。
このため、平成14年4月以降は、緯度及び経度は世界測地系に統一され、日本測地系の海図は全て廃版となります。水路通報及び航行警報の位置表示も世界測地系のみになります。
安全な航海のために、世界測地系の海図を使用してください。

14年9項 九州西岸 — 天草下島東方 魚礁設置作業

下記のとおり、海上施設撤去作業及び魚礁設置作業が実施される。

期 間 平成14年1月15日～3月20日、日出～日没

区 域 下記位置付近

[日本測地系]

[世界測地系 WGS-84]

32-21.0N 130-15.0E

32-21.2N 130-14.9E

備 考 付近に警戒船を配置

海 図 W174-W169

出 所 三角海上保安部

14年10項 九州東岸 — 都井岬東方 射撃訓練

下記のとおり、リマ区域において自衛艦5隻による対空・水上射撃及び対潜ロケット射撃訓練が実施される。

期 間 平成14年1月21日、22日(予備日23日)、0600～1800

区 域 下記6地点を順に結んだ線で囲まれる海面

[日本測地系]

[世界測地系 WGS-84]

(1) 32-01-30N 132-38-00E

32-01-43N 132-37-51E

(2) 32-09-00N 133-00-00E

32-09-13N 132-59-51E

(3) 31-48-00N 133-00-00E

31-48-13N 132-59-51E

(4) 32-02-00N 133-30-00E

32-02-13N 133-29-51E

(5) 31-42-00N 133-30-00E

31-42-13N 133-29-51E

(6) 31-18-00N 132-38-00E

31-18-13N 132-37-51E

備 考 訓練実施中、実施艦に「B」旗(夜間は紅灯)が掲揚される

海 図 157(W共)

出 所 防衛庁海上幕僚監部

14年11項 南西諸島 — 奄美大島、大島海峡 魚礁設置作業

下記のとおり、魚礁設置作業が実施される。

期 間 平成14年1月10日～3月10日、日出～日没

区 域 [日本測地系] [世界測地系 WGS-84]
28-13.0N 129-11.8E 28-13.2N 129-11.7E

海 図 230

出 所 古仁屋海上保安署

14年12項 南西諸島 — 奄美大島、古仁屋港 潜水作業

下記のとおり、潜水士による磁気探査作業が実施される。

期 間 平成14年1月7日～18日、日出～日没

区 域 [日本測地系] [世界測地系 WGS-84]
28-08.5N 129-18.5E 付近 28-08.7N 129-18.4E 付近

海 図 230(分図「古仁屋港」)

出 所 古仁屋海上保安署

14年13項 水路図誌について

平成13年12月31日に下記海図が廃版になりました。

- ・海図第157号 「潮岬至大隅海峡(昭和57年3月刊行)」
- ・海図第170号 「八代海北部(昭和63年9月刊行)」
- ・海図第171号 「熊本港(平成5年2月刊行)」
- ・海図第174号 「八代海(昭和63年9月刊行)」
- ・海図第180号 「九州(昭和61年9月刊行)」
- ・海図第184号 「串木野港付近(平成11年3月刊行)」
- ・海図第185号 「志布志湾(昭和57年11月刊行)」
- ・海図第194号 「三角港付近(昭和45年12月刊行)」
- ・海図第203号 「松島水道至早崎瀬戸(昭和63年6月刊行)」
- ・海図第206号 「天草諸島及八代海(昭和63年12月刊行)」
- ・海図第208号 「柳ノ瀬戸及付近(昭和47年8月刊行)」
- ・海図第211号 「男女群島至草垣島(昭和54年10月刊行)」
- ・海図第213号 「平戸島至甕島列島(平成9年10月刊行)」
- ・海図第215号 「薩摩硫黄島及付近(昭和44年5月刊行)」
- ・海図第221号 「鹿児島湾(昭和58年10月刊行)」
- ・海図第1242号 「島原港・長洲港付近(昭和57年4月刊行)」
- ・海図第1248号 「喜入港(昭和46年9月刊行)」
- ・海図第1252号 「本渡港(昭和57年4月刊行)」

- ・海図第1255号 「鹿児島沿岸諸分図(昭和58年10月刊行)」
- ・海図第1271号 「波見港(平成3年6月刊行)」
- ・海図第1273号 「西之表港(平成7年11月刊行)」

出 所 海上保安庁水路通報13年52号